

平塚市文化振興指針（案）

はじめに

(あいさつ：最終的に挿入予定)

目 次

第 1 章 平塚市文化振興指針の策定にあたって

1. 平塚市文化振興指針策定の趣旨 1
2. 文化振興に関する動向 3
3. 平塚市文化振興指針で取り扱う文化の範囲 6
4. 平塚市文化振興指針の位置づけ 7
5. 平塚市文化振興指針の対象期間 7

第 2 章 現状と課題 8

第 3 章 平塚市文化振興指針の基本的な考え方

1. 基本理念 10
2. 基本目標 11
3. 体系 13

第 4 章 文化振興施策の方向

- 1 ひらつか文化を担う人づくり 14
- 2 アーティストの支援 15
- 3 ひらつか文化の場づくり 16
- 4 文化のまちづくり 17
- 5 文化を支える協働の仕組みづくり 19

第 5 章 文化振興の推進体制 21

第 1 章 平塚市文化振興指針の策定にあたって

1. 平塚市文化振興指針策定の趣旨

本市では、平成 5 年 4 月に策定した「平塚市市民文化基本構想」に基づいて、平成 22 年を目途として、市民文化の創造とまちづくりの観点から文化振興施策を推進してきました。

この間、少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展や、まちづくりに対する市民の参画意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化をしています。

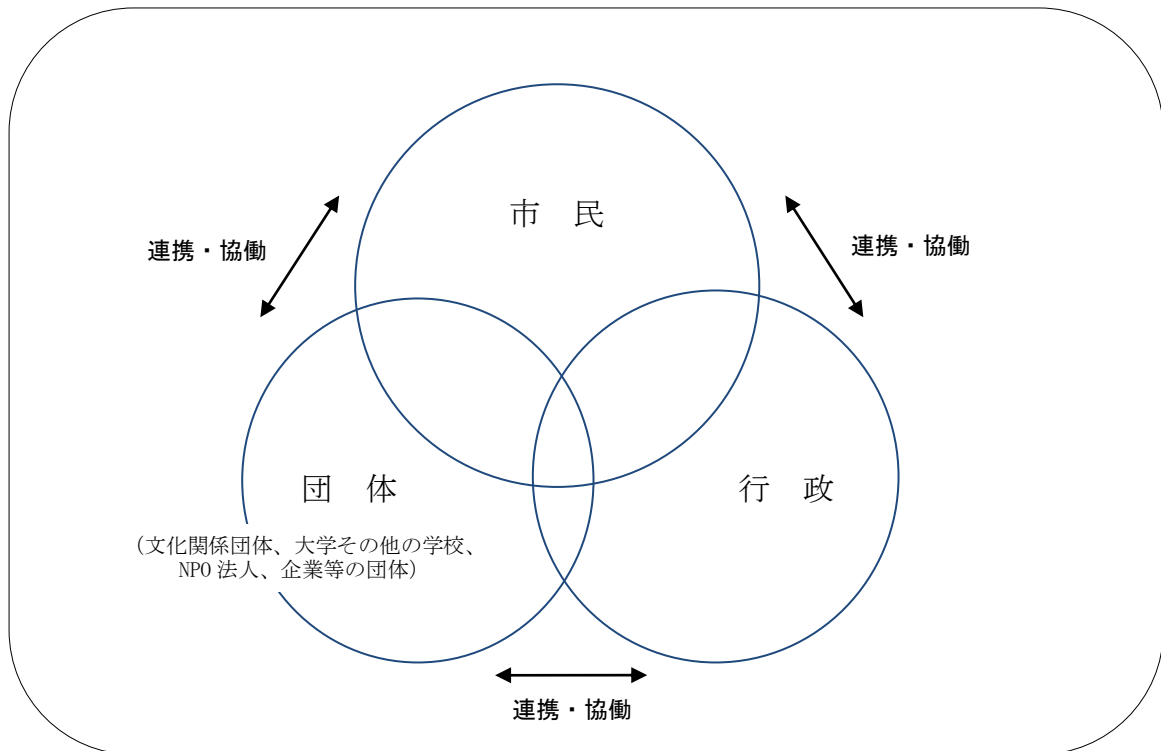
一方、国では平成 13 年に「文化芸術振興基本法」を制定し、文化芸術の持つ創造性の醸成や、多様性を受け入れる豊かな心の形成、国際化の流れの中での自己認識に着目し、文化芸術の振興に関する基本的な方針を示しています。さらには、地方自治体の責務（第 4 条）として、文化芸術の振興に関し、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施することを明記しています。それに基づき神奈川県は、平成 20 年に「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、平成 21 年 3 月には「かながわ文化芸術振興計画」を策定しています。このように国や県では、文化芸術活動の担い手と行政との各々の役割や責務を規定し、担い手の自主性・創造性を尊重しつつ、文化芸術の振興を通して人を育て、地域特性を踏まえたまちづくりを実現することを目指しています。

また、本市では、平成 18 年 10 月に「平塚市自治基本条例」を制定し、市民参加と協働の原則に基づき、市民力、地域力を活かしたまちづくりを目指すことを念頭に、平成 19 年度の平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」の目指すべき将来像「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」の実現に向けた取り組みを進めています。

以上の現状から、今回、市民文化基本構想の基本理念を踏まえて、市民の自主的かつ主体的な文化活動を通して、より魅力ある平塚らしい文化を継承・発展・創造していくための指針として「平塚市文化振興指針」を策定するものです。

文化芸術・地域文化振興の担い手

文化活動の主役は市民一人一人です。また、市民そして文化関係団体をはじめとし、大学その他の学校、NPO 法人、企業などの団体が、連携・協働を深めることにより、広がりのある文化活動が展開されていきます。行政は、仕組みや環境の整備をすることにより、市民の文化活動を支援します。



「平塚市自治基本条例」

平塚市自治基本条例とは

地方分権が進む中、国と自治体は「上下（主従）の関係」から「対等、協力の関係」という時代になり、自治体には「自己決定、自己責任」による自治を進めていくことが求められるようになりました。また、市民の皆さんも、地域で生活していくうえでの様々な課題を、自ら解決し、豊かに暮らせる社会をつくろうと、自治会などの活動をはじめ、多種多様な市民活動が活発に行うようになってきています。

平塚市では、このようなまちづくりへの活動意欲や参加意識の高まりの中で、市民、議会、行政が、お互いにまちづくりに関する情報を共有し、参加と協働によって自治を進めていくために、自治の基本ルールとして平塚市自治基本条例を制定しています。

2. 文化振興に関する動向

(1) 国の動向

国は平成13年に「文化芸術振興基本法」を制定し、この法律に基づき平成14年に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」、平成19年には「第2次基本方針」を閣議決定しています。

文化芸術振興基本法では、国民の文化芸術に関する自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術振興に係わる施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目指しています。また、地方公共団体に対しても、国との連携を図りつつ地域の特性に応じた施策を主体的に実施することを求めています。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(第2次基本方針)

1. 文化芸術の振興の意義

文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活にかかわる総体を意味する。

一方、文化を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点でとらえると、文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などを示す文化芸術の意義については、次のように整理できる。

文化芸術は、①人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、②人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③より質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術や情報化の進展が人類の真の発展に貢献するよう支えるものである。さらに、⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、すべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産である。

(抜粋)

2. 文化芸術の振興の基本的方向

[重点的に取り組むべき事項]

- ①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- ②日本文化の発信及び国際文化交流の推進
- ③文化芸術活動の戦略的支援
- ④地域文化の振興
- ⑤子どもの文化芸術活動の充実
- ⑥文化財の保存及び活用の充実

(2) 神奈川県 の 動向

神奈川県は、平成 20 年 7 月に「神奈川県文化芸術振興条例」を制定し、平成 21 年 3 月に「かながわ文化芸術振興計画」を策定しています。この計画では、「1. 真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現」「2. 個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」の 2 つを基本目標として定め、文化施策の推進の考え方が示されています。

また、基本理念として、「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない。」としています。

かながわ文化芸術振興計画

基本目標

1. 真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現
2. 個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展

基本的な施策

- ① 県民の文化芸術活動の充実
- ② 文化資源を活用した地域づくりの推進
- ③ 文化芸術の振興を図るための環境整備

(3) 平塚市 の 動向

本市では、平成 5 年 4 月に、市民文化の創造や文化的まちづくりを推進するための指針として、平成 22 年を念頭においた「平塚市市民文化基本構想」を策定しています。基本構想では、「創造性と開放性に富んだ市民文化の振興」を基本構想の目標として、「パートナーシップに基づく市民文化の創造」「未来への視点を持った市民文化の創造」の 2 つを基本理念として、市民との協働及び長期的な持続と発展を図ることを目指してきました。

この基本構想に基づき、「平塚市文化振興基金」の創設、財団法人平塚市文化財団の設立をはじめとする文化振興の基盤整備や、市民の文化芸術活動の支援等、本市の文化振興施策を積極的に進めてきました。一方で、基本構想の指針の中には、社会情勢の変化により未着手となっているものもあります。

平成 18 年度に平塚市自治基本条例により、自治の基本ルールが定められた後、平成 19 年度に策定した平塚市総合計画「生活快適・夢プラン」では、目指すべき将来像を「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」とし、平塚らしさを表現し、市民へのわかりやすさ、協働と経営の視点を持った新しいまちづくりの展開に取り組んでいます。総合計画において、文化振興は『よろこびにあふれたひと（豊かな心をはぐくみ、よろこびとふれあいにあふれたまち）』の中で、特に積極的な役割を担っています。

平塚市市民文化基本構想

(目標年次：平成 22 年)

基本構想の目標

創造性と開放性に富んだ市民文化の振興

基本理念

パートナーシップに基づく市民文化の創造

未来への視点をもった市民文化の創造

指針

市民文化創造の基盤整備

市民文化振興事業の展開

文化の薫る街を感じる環境の創出

文化行政の推進体制の整備

平塚市総合計画 生活快適・夢プラン (目標年次：平成 28 年度)

将来像

ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか

基本目標

〈よろこびにあふれるひと〉 豊かな心をはぐくみ、喜びとふれあいにあふれたまち

〈支え合うコミュニティ〉 子育て、長寿を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち

〈やすらげる環境〉 人と自然が調和した、やすらぎのあるまち

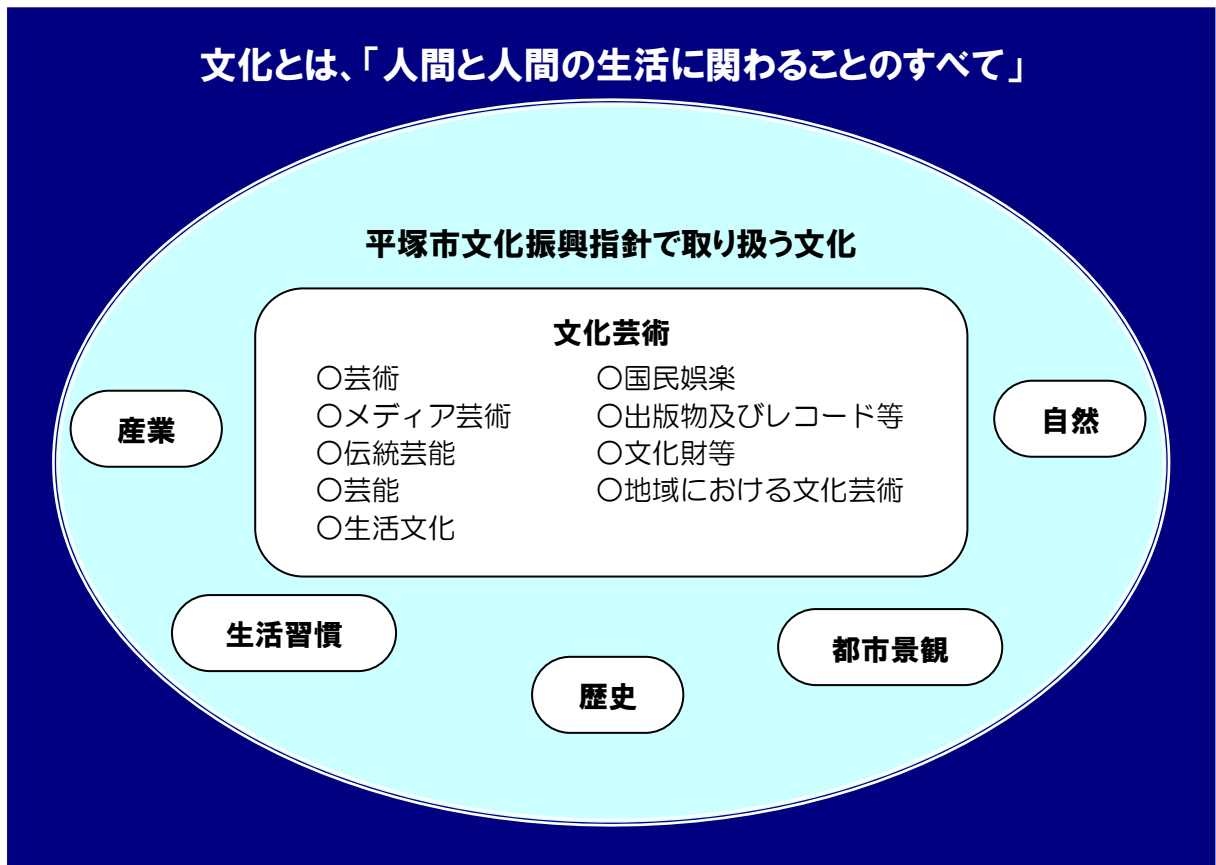
〈地力を伸ばす産業〉 活力とにぎわいに満ちたまち

〈安全・快適なまち〉 安全で、みんなが快適に暮らせるまち

3. 平塚市文化振興指針で取り扱う文化の範囲

平塚市文化振興指針では、文化芸術振興基本法が対象とする分野である「文化芸術」を中心に据えます。さらに文化の多様性を踏まえて、関連する施策との関わりを体系的にまとめます。

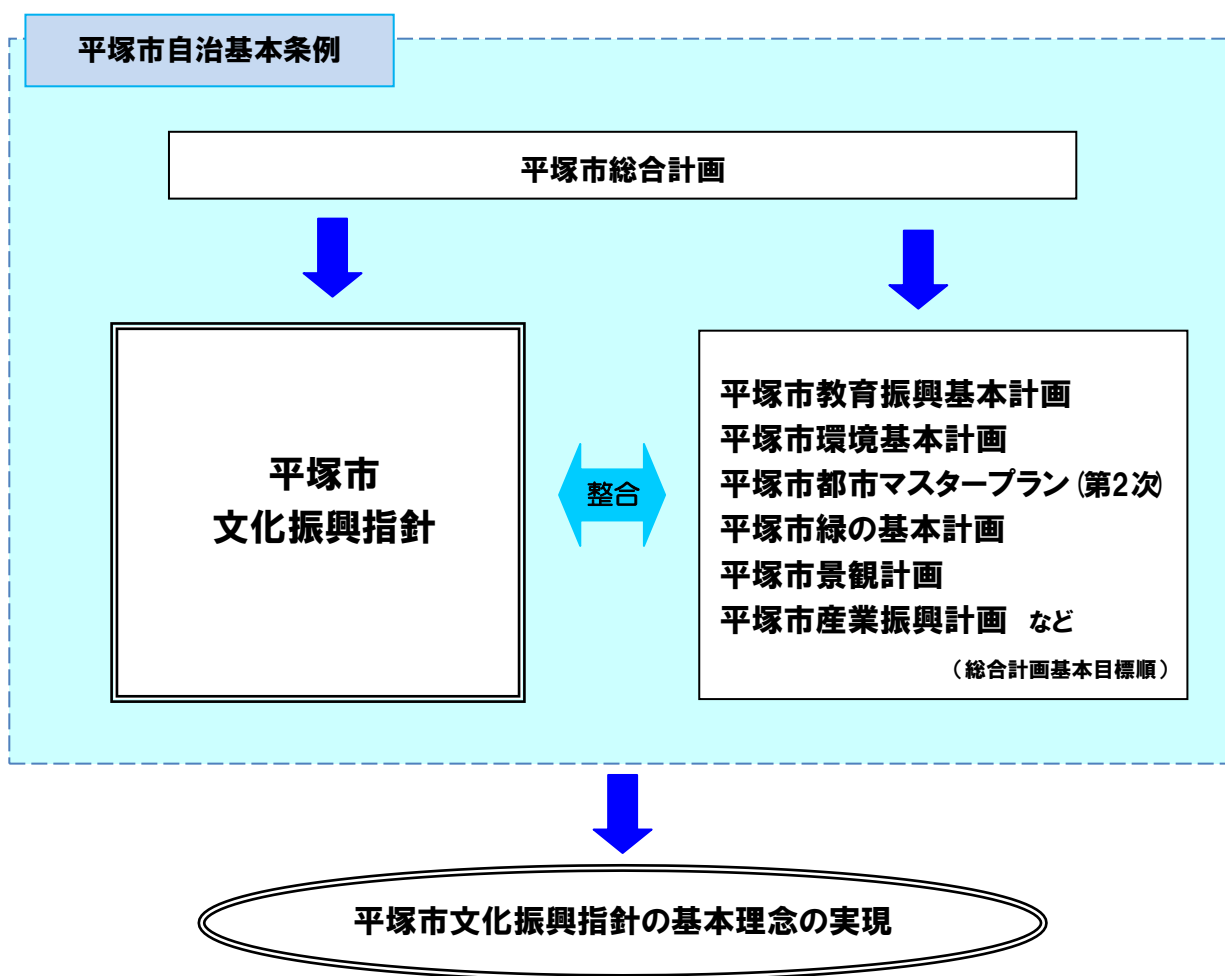
具体的には、文化芸術振興基本法第8条から第14条に規定される①芸術、②メディア芸術、③伝統芸能、④芸能、⑤生活文化、⑥国民娯楽、⑦出版物及びレコード等、⑧文化財等、⑨地域における文化芸術を対象とします。さらに、地域の文化形成の基盤であるばかりでなく、それ自体が地域文化のひとつの表れである産業や歴史、自然、生活習慣、都市景観等も取り扱う文化の対象にします。



4. 平塚市文化振興指針の位置づけ

平塚市文化振興指針は、『ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか』を将来像とする「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」を上位計画として、平塚市自治基本条例の趣旨を尊重し、市民とともに創造する本市の文化振興について総合的な方向性を示すものです。

文化の果たす役割は多様で、様々な分野に渡っています。この文化振興指針と本市の生涯学習、教育、都市計画、産業振興等、関連する分野の施策との整合性を図りながら、基本理念の実現を目指します。



5. 平塚市文化振興指針の対象期間

平塚市文化振興指針は、総合計画の計画期間を踏まえて、平成22年度から平成28年度までを対象とします。

なお、社会、経済情勢等を踏まえて、適宜見直しを図ります。

第 2 章 現状と課題

平塚市文化振興指針の策定にあたり、文化を取り巻く社会環境の現状や市民の文化意識や活動状況を把握するため、平成 20 年度に市民アンケート調査並びに文化関係団体ヒアリング調査を実施しました。本市の文化振興の現状と課題を以下のとおり整理します。

○市民の文化ニーズの多様化

市民の文化活動に対する関心もますます高まり、積極的に参加・創造する広がりを見せています。さらに高度化する I T 技術やグローバル化の大きな流れの中で、市民の生活における価値観やライフスタイルも多様化しています。そのため、多様なニーズに対応し、文化振興を進めていくことが重要です。文化振興における行政の役割を明確にし、市民や学校、文化関係団体、NPO 法人、企業などとも連携を図り、より多くの市民の参画を得ながら、文化活動の活性化に向けた取り組みを充実していくことが求められています。

○伝統文化の後継者不足

伝統文化や地域性に富んだ文化は、少子・高齢化の影響やふれる機会が少ないことから継承することが難しくなっています。歴史ある伝統文化や地域固有の文化を後世に受け継いでいくためにも、歴史や技術等を保存する取り組みを行うとともに継承する仕組みを構築することが課題となっています。

○アーティストの活躍の場の不足

本市には、様々な分野のアーティストが活動しています。しかし、その活躍の場が限られていることが課題となっています。平塚を活動の中心とするアーティストを育成し、本市の文化芸術活動をリードし、飛躍できる環境の確保が必要となっています。

○文化芸術活動拠点施設及び設備の老朽化

本市には、美術館や博物館、中央図書館を始めとする 4 か所の図書館や 25 か所の地区公民館が整備され、身近に文化芸術活動を行う施設があります。しかし、文化芸術活動の拠点となる市民センターや中央公民館は、ともに施設や設備の老朽化が進んでいます。利用者より、その機能や利便性について多くの要望が出されています。

また、市民センターは新しい整備構想が策定されていますが、厳しい財政状況から、その実現の時期については明確になっていません。本市の文化芸術活動の拠点施設の早期整備が待たれています。

○経済活動との連携

文化芸術振興基本法やその後に閣議決定された国の文化芸術の振興に関する第1次、第2次基本方針では、文化芸術は経済と密接に関連していることが示され、文化芸術が新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉であり、文化芸術を振興することにより、活力ある社会を構築することが示されています。本市においても、文化芸術と産業との連携を推進し、地域経済の活性化に向けて取り組んでいくことが重要です。

○市民との協働の仕組みづくり

本市では、「第九のつどい」や「市民合唱祭」など、市民との協働による取り組みが定着しています。さらに、「市民オペラ」や本市にゆかりのあるテーマを基にした「ミュージカル」などの本市独自の取り組みも展開されています。しかし、市民の視点から文化振興を総合的に推進するためには、文化芸術活動に関わる人が協働し、取り組める仕組みをさらに充実する必要があります。

平塚市文化財団や文化関係団体をはじめとして、多様な団体、市民が協働し、文化芸術活動を展開していくことが重要です。

○庁内体制の整備

文化の果たす役割は多様で、広範な分野に渡っています。文化振興に関わる施策と連携し、総合的な文化行政を推進していくために、全庁的な取り組みを効果的に行う体制の整備が重要です。

○専門的な視点の必要性

優れた文化芸術に親しむ機会を充実させるためには、専門的な知識や技術を持った人材が必要です。文化関係団体へのヒアリング調査では、「行政等に文化芸術活動や文化振興に詳しい専門的な知識のある人を配置してほしい」という意見も寄せられています。文化芸術活動を発展させるために、専門的な人材を確保し、市民の多様な文化芸術活動を支える体制の充実が課題となっています。

○文化行政の進行管理

市民文化基本構想の基本理念は、本市の様々な施策の中に反映されています。しかし、文化行政の観点では基本構想に示されている指針について、十分な進行管理を行っているとは言えません。このため、新たな文化振興指針においては進行を管理し、点検する仕組みづくりの整備が課題となっています。

第3章 平塚市文化振興指針の基本的な考え方

1. 基本理念

本市には、豊かな自然環境、歴史、伝統があり、商業、観光、工業等の様々な産業が発展しています。そこでは、人々が生活し、様々な時間の過ごし方とともに出会いと交流が生まれ、多様な活動が行われています。本市の自然、歴史、伝統、産業など様々な環境とそこで繰り広げられる多彩な文化的活動が一層連携・融合する中で、平塚らしい地域固有の文化が創造されます。そして、市民一人一人の参加意識が高まり、住んでいるまちの歴史や文化を知ることにより、郷土への愛着や誇りがはぐくまれ、人々が「ふるさと」を実感することにつながります。

本市を舞台に、文化的活動を行う市民一人一人が輝いて、生きる力と潤いを実感し、学校、文化関係団体、NPO法人、企業、行政等の様々な主体と連携、協働しながら、地域文化の魅力や個性を創造していくこと、及びその表れを「ひらつか文化」とし、以下の基本理念を掲げて、本市の文化振興の発展を目指します。

人が輝く ひらつか文化の創造

～ ふるさとひらつかを舞台に、ふれあい・伝えあい・結びあい、
市民文化の創造・発信をします ～

ひらつか文化

本市にある湘南平をはじめ、里山や田園、海、川などの豊かな自然環境、古代相模国府の成り立ちや旧東海道の宿場まちとして発展、戦後の空襲からの復興など歴史的な背景、「第九のつどい」をはじめとする市民の文化芸術活動や七夕まつり、囲碁などの固有の文化、また湘南ベルマーレに代表されるスポーツ文化等、市民の活動すべてを『ひらつか文化』とし、創造していきます。

2. 基本目標

1 ひらつか文化を担う人づくり

ひらつか文化を創り出すのは市民一人一人です。多様な価値観に基づく、個性豊かな地域文化がはぐくまれるように、ひらつか文化を担う人づくりを進めていきます。

特に、子どもは優れた文化芸術、地域文化にふれることにより、豊かな高い感性をはぐくみ、次代のひらつか文化の担い手として成長していくことができます。このため、子どもをはじめとして様々な世代の市民が携わる文化芸術活動を支援し、文化芸術に親しむ市民の「裾野の拡大」を図るとともに、優れた文化芸術にふれる機会・鑑賞する機会を設けます。

また、地域の歴史や伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた文化は、本市の大切な財産であり、将来にわたって受け継がれ、発展を図っていく必要があります。このような本市の伝統文化を身近に親しむことができる機会の充実を図り、市民の関心を高めて、担い手の育成に取り組めます。

2 アーティストの支援

文化芸術活動は、子どもをはじめとし、市民が楽しみながら行う活動から、アーティストとしてより専門的な活動を行う人まで様々な携わり方があります。中でもアーティストは、文化芸術の創造を推進する上で、中核的な役割を担っています。アーティスト等のより専門的な活動を行う人々により、文化芸術の「頂点の伸長」が進むことは、本市の文化芸術の発展に大きく貢献します。しかし、その活動を行うためには、専門的な知識を高めるとともに技術を磨き、創造性を高めていく必要があります。

そこで、本市を中心に文化芸術活動を行うアーティストがより高いレベルで活動できるように支援する取り組みを進めます。

3 ひらつか文化の場づくり

文化芸術を創り、育て、交流・発信していくためには、活動の場が必要です。市民の自主的な文化芸術活動を支援するために、身近な施設を有効活用するとともに、ひらつか文化の拠点となる施設の整備に向けて検討していきます。

文化は、人が出会い、交流するところから生まれてきます。世代を超え、国境を超えて、多様な人々が集まり、交流することができる場づくり・機会づくりに取り組めます。

さらに、文化芸術活動をさらに発展させ、拡大していくために、地域や学校、文化関係団体、NPO 法人、企業、行政等がネットワーク化して、互いに連携し、協力し合える環境の構築を図ります。

4 文化のまちづくり

本市の歴史や自然風土、産業、あるいは市民の主体的な活動により根づいた文化は、ひらつか文化の個性であり、魅力のひとつです。ひらつかの歴史を示す文化財や伝統文化は、保護するとともに、調査を進め、その価値を明らかにしていきます。さらに、文化財や伝統文化に関する市民理解を深め、まちづくりに活かし、次の世代へとつなげていくことが重要です。

また、個性豊かなひらつか文化を創造するためには、地域の文化形成の基盤となるまちづくりと一体となった取り組みが必要です。美しいまちなみづくり、豊かな自然環境の保全及び産業振興等を推進する中で文化の持つ「人々を引き付ける魅力と社会に与える影響力」を活用することは、本市のまちづくりの発展にも寄与します。

さらに、湘南ひらつか七夕まつりをはじめ、村井弦斎まつり、囲碁によるまちづくり等の、本市固有な文化をはぐくんでいくとともに、新たなひらつか文化の創造に向けて、市民と協働で取り組んでいきます。

また、ひらつか文化の素晴らしさを市民だけでなく、国内、さらに世界に向けて情報発信することは、まちの魅力を高めることにつながります。ホームページ等の様々な情報媒体を通じてひらつか文化の積極的なPRを行うとともに、市民をはじめ、様々な人々と情報交換を行い、ひらつか文化をはぐくんでいきます。

5 文化を支える協働の仕組みづくり

文化芸術の振興にあたり、人づくり、場づくり、まちづくりなどを行っていく上で、その推進の主体となる地域や学校、文化関係団体、NPO 法人、企業、行政等との連携・協働が欠かせません。特に、平塚市文化財団については、平塚市民文化の向上と振興を図る上で大きな役割を果たしています。今後も地域文化の形成と発展に効果的な機能を果たすよう連携の強化を図ります。

また、平成6年に創設された平塚市文化振興基金について、ひらつか文化の振興のために有効に活用する方策を検討し、効果的な取り組みを図ります。

3. 体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人が輝く ひらつか文化の創造</p>	<p>1 ひらつか文化を担う人づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の文化芸術活動の支援 (2) 文化振興に係る人材の育成・支援 (3) 優れた文化芸術にふれる機会の充実 (4) 伝統文化の継承と担い手の育成
	<p>2 アーティストの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 優れた文化芸術活動への顕彰 (2) アーティストへの支援
	<p>3 ひらつか文化の場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の文化芸術活動の場の提供 (2) ひらつか文化の拠点施設の整備 (3) 文化を通じた交流の推進 (4) 地域で支える文化ネットワークの構築
	<p>4 文化のまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存・活用 (2) 美しいまちなみづくり (3) 豊かな自然環境の保全 (4) 文化資源を活かした産業の創出・振興 (5) 魅力あるふるさとひらつかづくり (6) ひらつか文化の情報発信
	<p>5 文化を支える協働の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民や文化関係団体等との協働による文化芸術活動の推進 (2) 産学公の連携の推進 (3) 財団法人平塚市文化財団との連携 (4) 平塚市文化振興基金を活用したひらつか文化の振興

第4章 文化振興施策の方向

1 ひらつか文化を担う人づくり

(1) 市民の文化芸術活動の支援

ひらつか文化の担い手である人づくりを行うために、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が、様々な文化芸術活動を自発的に行えるよう、生涯学習等との連携を充実し、講座等の開催や情報提供等の支援を行います。特に、次代を担う子どもについては、学校教育と連携し、文化を身近に親しむ機会を設けます。さらに、高齢者や障がい者等の文化芸術活動の充実を図り、その個性を輝かせる可能性を追求していきます。

特に、本市固有の文化については、積極的に支援をしていきます。

- 市民の自主的な文化芸術活動を支援します。
- 文化関係団体の育成・支援に努めます。
- 身近な地域で気軽に学べるよう文化に関する講座等の開催を支援します。
- 子どもが文化芸術に親しめる機会を得られるように、教育機関との連携を強化します。
- 高齢者、障がい者等が文化芸術に親しみ、文化芸術活動を楽しめるような環境の整備に努めます。

(2) 文化振興に係る人材の育成・支援

市民の文化芸術に関するニーズが多様化する中で、より多くの市民が参画し、多種多様な文化芸術活動が活発に展開されることが重要です。そのため、市民の自主的な文化芸術活動を推進するリーダー的な役割を担う人材の育成、確保を図ります。

- 文化芸術に関する人材バンクを充実し、登録者の活用を図り、文化芸術活動に取り組む市民の技術の向上に努めます。
- 文化芸術活動のリーダーや指導的な立場の人の技術向上を図るため、研修等の充実を図ります。

(3) 優れた文化芸術にふれる機会の充実

文化芸術に興味を持つには、まずはふれてみることから始まります。このため、身近な場所で、優れた文化芸術にふれられるように、鑑賞や文化芸術活動への参加の機会を充実していきます。

- 文化芸術の鑑賞の機会や講座、ワークショップ等への参加の機会を充実を図ります。
- 市民の関心を高めるため、文化芸術に関する催しやイベントを周知する仕組みを強化します。

(4) 伝統文化の継承と担い手の育成

地域の伝統文化を保存、活用し、次代へと引き継いでいくことは私たちの大事な使命です。しかしながら、少子・高齢化や地域人口の減少により、伝統文化を継承し、担い手を育てていくことが少しずつ難しくなっています。地域の歴史や風土とともに、技術や伝統文化を受け継いでいくために、ふれる機会の確保、継承する取り組みを支援します。

- 地域の伝統文化、郷土芸能にふれる機会を充実し、技術を継承していく取り組みを支援します。
- 伝統文化を保存するための活動の充実を図ります。
- 伝統文化に多くの市民が関心を持つような取り組みを支援し、地域の文化を大切にす意識の向上に努めます。

2 アーティストの支援

(1) 優れた文化芸術活動への顕彰

個性あふれるひらつか文化は、先人からの技術や知恵を受け継ぎ、日々のたゆまぬ努力により、さらに輝きを増して受け継がれていきます。このような文化芸術の進展に功績のある人を称えることにより、ひらつか文化のさらなる発展を目指していきます。

- ひらつか文化に貢献している人の顕彰を行います。

(2) アーティストへの支援

新進のアーティストやアーティストを目指す人、文化芸術活動に携わる人等を対象に、その才能を発揮し、本市を中心にステップアップを図ることができる機会が確保できるような活動支援を行います。

- アーティスト等の文化芸術活動の支援や情報提供を行います。
- 新進アーティスト等を発掘し、育成する取り組みを推進します。

3 ひらつか文化の場づくり

(1) 市民の文化芸術活動の場の提供

市民が自主的な文化芸術活動を行うためには、練習、発表等を行う場が必要です。練習する場は、地域にある施設を有効活用し、市民の活動を積極的に支援します。また、発表の場については、施設整備や設備の充実に努めます。

さらに、身近な地域の施設から文化の拠点となる施設まで、文化関連施設が、市民にとってより使いやすく、より有効に機能するように、その運営方法の改善に取り組みます。

- 身近な地域での文化芸術活動の練習の場の充実に努めます。
- 文化芸術活動の成果を発表できる施設等の場の充実に努めます。
- 既に整備されている文化関連施設が市民によりよく利用されるように、わかりやすい施設予約等の仕組みに改善します。
- 文化関連施設の設置目的が効果的に機能するように、管理運営方法の検討を行います。

(2) ひらつか文化の拠点施設の整備

本市の文化芸術活動の拠点となる施設で、昭和 37 年に建設された市民センター、昭和 57 年に建設された中央公民館等の老朽化が進んでおり、設備の改善やバリアフリーへの対応等の課題を抱えています。このため、新たな拠点施設の整備が検討され、「新文化センター基本構想」を策定していますが、その実現には至っていません。このため、社会状況を勘案しながら、拠点施設の整備に向けて検討していきます。

- 文化芸術活動の拠点となる施設の整備を検討していきます。

(3) 文化を通じた交流の推進

文化は、人が出会い、交流するところから生まれてきます。特に、多様な文化的背景を持つ人々との交流は、豊かな感性をはぐくむとともに価値観の変化をもたらし、新しい文化の創造に寄与するものです。

友好都市や姉妹都市及び市民休養の郷等の国内外の文化交流を一層推進するとともに、外国籍市民との文化を通じた相互理解を図り、ひらつか文化の発展、創造に役立てていきます。

- 友好都市、市民休養の郷等との地域間の文化交流を推進します。
- 姉妹都市との文化交流を通して、国際性豊かな市民感覚をはぐくみます。
- 外国籍市民と文化交流を通して、多文化の共生を目指します。

(4) 地域で支える文化ネットワークの構築

ひらつか文化を支える地域や学校、文化関係団体、NPO 法人、企業、行政等との連携を図るための場をつくり、情報交換や事業の実施について協働して取り組みます。

- 文化芸術活動のネットワークづくりに取り組みます。
- 市民・学校・文化関係団体・NPO 法人、企業・行政等の様々な主体が関わる協働事業に取り組みます。

4 文化のまちづくり

(1) 文化財の保存・活用

本市の歴史ある文化財の価値を認め、文化財に関する調査を進め、その文化財にまつわる歴史等を解明する取り組みを行います。さらに、文化財にふれて理解を深めることにより、文化への意識や関心を高め、地域への愛着をさらに深めていくよう取り組みを行います。

- 文化財を後世に伝えるために保存・調査を推進します。
- 文化財を活かして、地域の個性を高めていくまちづくりを促進します。
- 地域にある文化資源の価値を明らかにして、市民の文化財に対する関心を高める取り組みを推進します。

(2) 美しいまちなみづくり

平塚市は、自然景観、眺望景観、歴史景観、都市景観、四季折々の暮らしの景観といった多様な景観特性に恵まれています。この景観特性の良さを伸ばし、魅力あるまちなみが形成されることは、地域文化をはぐくむことにつながります。文化を創造し、市民が誇れる美しいまちなみづくりを進めていきます。

- 平塚市景観計画を推進し、良好な景観づくりの実現を目指します。
- 緑化の推進等を図り、良好な自然環境の形成に努めます。

(3) 豊かな自然環境の保全

平塚市には、湘南の海、相模川をはじめとする河川、豊かな緑を有する里山といった美しい自然環境が至るところにあります。それぞれの特徴にふれあうことで人々は体験を通して多くのことを学ぶことができます。環境と調和した自然豊かな持続可能なまちづくりを目指します。

- 本市の自然環境を大切に守っていきます。
- 自然と調和したまちづくり、環境整備を目指していきます。
- 自然と共生し、安心して使いやすい公園・緑地の整備を推進します。

(4) 文化資源を活かした産業の創出・振興

文化を生み出す発想と創造性は、産業分野においても新たな需要と高い付加価値を生み出す源泉となることもあります。様々な分野におけるデザインの重要性をはじめとして、新しい製品の開発や産業の創出等は、文化資源との交流や創造の中で、活力ある地域の創造につながります。文化のもつ力を活用し、産業の創出・振興につながるような取り組みを図ります。

さらに、商業や観光等では、文化資源の活用や文化芸術活動との連携を深めることにより、地域の個性を活かした産業の振興を図ります。

- 文化資源を活用した産業振興を推進します。
- ひらつか文化と商業、観光等と連携を深めます。

(5) 魅力あるふるさとひらつかづくり

文化は、人々や地域、まちの個性を作り出し、その魅力を輝かせるものです。湘南ひらつか七夕まつりをはじめとして、村井弦斎まつり、囲碁によるまちづくり等、ひらつか文化をはぐくむ取り組みは行われています。さらに本市固有な文化への取り組みを支援するとともに、新たなひらつか文化の創造に向けて、市民・学校・文化関係団体・NPO法人・企業・行政等の協働により、魅力あるふるさとひらつかづくりを推進していきます。

- ふるさとひらつかのまちの魅力となるような取り組みを支援します。
- 本市ではぐくまれている祭り・イベント等の実施を支援します。

(6) ひらつか文化の情報発信

インターネットの普及により、人々はいつでも、どこでも必要な情報を得ることができるようになりました。また、地域的、時間的制限がなくなり、誰もが手軽に世界中へと情報を発信することができます。情報通信技術を活用し、多くの人にひらつか文化を知ってもらい、ふれってもらうことは、人と人との結びあいを強め、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものです。本市の文化芸術振興を推進するため、さらにひらつか文化についてわかりやすい方法で情報提供していくことが重要です。本市の広報紙やホームページ及び情報誌を活用し、CATVやコミュニティ放送等の様々な情報メディアを活用しながら情報発信を充実します。

- 総合的な文化情報の提供に取り組みます。
- 様々な情報メディアを活用して、わかりやすい文化情報発信の仕組みを強化します。

5 文化を支える協働の仕組みづくり

(1) 市民や文化関係団体等との協働による文化芸術活動の推進

文化振興は、行政だけで推進することはできません。市民・学校・文化関係団体・NPO法人・企業等の自主的な文化芸術活動の交流が進み、連携、協働していくことにより、ひらつか文化の輝きが増し、発展していきます。

- 市民・学校・文化関係団体・NPO法人・企業等と協働して文化芸術活動を推進します。

(2) 産学公の連携の推進

本市には、大学をはじめとする高等教育機関があり、文化振興においても産業界、教育機関、行政と連携、協働して、より高度な文化の形成及び新しい産業の創出へと取り組んでいきます。

- 市民と大学の交流等を充実し、産業界とも連携し、ひらつか文化の創造を推進します。

(3) 財団法人平塚市文化財団との連携

平塚市文化財団は、市と連携しながら文化事業を企画、運営し、主に市民がより質の高い文化にふれる機会の提供を図っています。今後も、文化振興指針に基づき、主体的な文化事業を運営する役割を担い、市民の自主的な文化芸術活動への専門的な支援を図るために連携を強化していきます。

- ひらつか文化の創造と発展に平塚市文化財団が中心的な役割を担い、効果的に機能するよう連携した取り組みを推進します。

(4) 平塚市文化振興基金を活用したひらつか文化の振興

平塚市文化振興基金を活用し、市民との協働により市民の主体的な文化芸術活動の活性化やアーティストの支援、ひらつかの文化振興に功績のある人の顕彰等を行い、ひらつか文化のさらなる発展を図っていきます。

- アーティストがステップアップするための文化芸術活動の支援を行います。
- ひらつか文化の振興を図るため、有効に活用する方策を検討します。

第5章 文化振興の推進体制

平塚市文化振興指針は、総合計画「ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか」の実現を目指し、本市における文化振興の方向を明らかにすることを目的に策定を行いました。

個性豊かなひらつか文化をさらに発展させるためには、市民・学校・文化関係団体・NPO 法人・企業等と協働して創造していくとともに、この指針に基づく制度づくりや事業の推進など、文化芸術活動を支える役割を担う必要があります。

指針の基本理念を実現するため、全庁的な文化行政の推進体制を整備します。また、指針が掲げる施策の方向について進行を確認し、着実な推進に努めます。

さらに、ひらつか文化を一層充実させるために、市民・学校・文化関係団体・NPO 法人・企業等の連携により、指針の実施状況や課題及び文化振興基金の活用また文化振興のあり方に対する助言を行う組織「文化振興の推進に関する委員会」を設置します。